

豊明市部活動地域展開運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊明市における部活動地域展開の運営業務を委託する事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により企画提案を募集し、最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

豊明市部活動地域展開運営業務

（2）業務の目的

豊明市部活動地域展開運営業務は、生涯にわたって、地域でスポーツ・文化活動を楽しむことができる持続可能な地域クラブであること及び平日の部活動を補完することを目的として実施するものである。これらの目的を十分理解した上で本業務を受託するものとする。

（3）業務内容

別紙「豊明市部活動地域展開運営業務委託仕様書」のとおり

（4）履行期間

令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

（5）委託料上限額

145,333,641円（消費税相当額を含む）

（6）年度ごとの支払い上限額

令和8年度 46,179,426円

令和9年度 65,596,920円

令和10年度 33,557,295円

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- （2）租税に滞納がないこと
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (4) 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

項目	日程
実施要領配布	2025年12月25日（木）から2026年1月28日（水）まで
質問受付	2026年1月15日（木）午後5時まで
質問回答	2026年1月21日（水）予定
応募関係書類の提出	2026年1月28日（水）午後5時まで
参加資格結果及び プレゼンテーション の通知 ※Eメール	2026年2月12日（木）
審査会の開催	2026年2月26日（木）
審査結果の公表	2026年3月上旬
契約締結	2026年3月上旬

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 2025年12月25日（木）から2026年1月28日（水）まで
- (2) 配布方法 市ホームページ又は生涯学習課窓口にて直接配布

6 実施要領等に関する質問受付及び回答

本プロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式3）により提出すること。

- (1) 受付期限 2026年1月15日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（shogaku@city.toyokae.lg.jp）
- (3) 回答日 2026年1月21日（水）予定
- (4) 回答方法 電子メールで個別に回答するとともに、すべての質問内容及びそれに対する回答を豊明市ホームページに掲載する。ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

7 応募関係書類の提出について

プロポーザルの参加者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の資料を提出す

ること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式1） 1部
- ② 企画提案書（様式2） 正本1部 副本10部
- ③ 業務見積書（詳細は本項第5号のとおり） 正本1部 副本10部
- ④ 登記簿謄本（現在事項証明書、3か月以内に発行されたもの、写し可） 1部
- ⑤ 法人市民税及び国税完納証明書（写し可） 各1部
- ⑥ 財務諸表（直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書） 1部
- ⑦ 会社（法人）概要（任意様式） 10部

(2) 提出期間

2025年12月25日（木）から2026年1月28日（水）午後5時まで
(郵送の場合は必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る）とする。（郵送の場合は必着）

(4) 提出場所

豊明市教育部生涯学習課（〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1）

(5) 見積書の記載内容

- ① 見積書は、A4版の任意様式とし、本事業に要するすべての費用について算出すること（単価、人員、人日等積算の内訳が分かるよう詳細を記載する。）
- ② 見積書に記載した経費の内訳について、積算根拠が分かるよう記載すること。
- ③ 見積書の正本には、住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し押印すること。
- ④ 参加者から徴収する参加費（1,000円／月・人）は、受託者の収入に充てることができるため、当該収入見込を差し引いた金額となっていること。

8 企画提案書等作成要領

プロポーザルの参加者は、仕様書に基づいた企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書には、次のI～IXまでのことをわかりやすく簡潔に記載すること。

I 部活動指導員の効果的、効率的な活用方法

- ・部活動指導員に対する考え方（方針、理念等）
- ・部活動指導員の効果的、効率的な活用についての提案
- ・部活動指導員として適切な人材（必要な資質・能力等）についての考え方

II 部活動指導員の採用・育成について

- ・部活動指導員の採用方法について
- ・部活動指導員の採用基準について
- ・部活動指導員の保有人数について

- ・在籍している部活動指導員に関する資格の保有について
- ・部活動の技術的指導に対する考え方
- ・部活動の指導に関連した生活指導に対する考え方

III 部活動指導員の研修について

- ・研修体制、内容について
- ・インクルーシブな部活動運営に関する研修の在り方について
- ・暴力的行為、セクハラ及びいじめ問題を根絶するための研修の在り方について

IV 業務の実施体制

- ・部活動の地域展開についての考え方
- ・教育委員会事務局、学校等との連携体制について
- ・法令遵守のための取組み（方針、体制等）について
- ・部活動中の生徒とのコミュニケーションの図り方について（取組方法、考え方等）
- ・部活動指導の効果検証について
- ・教員及び保護者との連携体制について
- ・運動部での指導において特に配慮する点について
- ・文化部での指導において特に配慮する点について

V 部活動指導員の管理体制について

- ・部活動指導員の服務管理について（服務状況の把握方法等）
- ・部活動指導員の雇用形態、賃金の管理について
- ・部活動指導員への感染症対策について（具体的な取組、保険等の加入等）
- ・部活動指導員の勤務評価及び評価後の指導体制について
- ・部活動指導員との連絡体制について

VI 緊急時対応及び危機管理について

- ・部活動当日、急に部活動指導員が遅刻又は欠勤となった場合の対応
- ・部活動指導員の急な欠員がでた場合の対応
- ・生徒、教員又は保護者との間にトラブルが発生した場合の対応
- ・業務中に部活動指導員が関係する事故が発生した場合の対応
- ・大会引率時での緊急事態への対応

VII 部活動地域展開業務に関する、持続可能な仕組みづくりについての考え方

VIII 個人情報保護のための取組みについて（方針、規約の設定等）

IX 会社PR

9 審査

（1） 審査方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について「豊明市部活動地域展開運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下

「審査会」という。)」において審査する。なお、参加資格結果通知は、応募したすべての者に通知する。

(2) プrezentation

① 日時等

2026年2月26日(木)に豊明市役所にて審査会に対し、「7 応募関係書類の提出について (1) 提出書類」に示した「企画提案書(様式2)及び業務見積書」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、2026年2月12日(木)の参加資格結果通知と併せて通知する。

② 説明要領

(ア) 参加できる人数は、3名以内とする。

(イ) 1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間変更する場合がある。

- ・プレゼンテーション：30分以内

- ・質疑応答：20分程度

(ウ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、市で用意する機材は、スクリーン及びプロジェクターとする。その他パソコン等の必要な機器については、参加者で当日用意すること。

(3) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の契約候補者として選定し、次に得点が高かった者を第2位の契約候補者として選定する。なお、第1位の契約候補者と協議が成立しないとき又は協議において提案の実現可能性が低いと判断した場合は、第2位の契約候補者と協議を行う。合計得点の最も高い事業者が2者以上いるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

(4) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1社のみの場合であっても審査を実施する。その場合、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

結果に関わらず、企画提案書に記入された連絡先に通知するほか、契約候補者決定については市のホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

10 審査会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査会の委員や関係者に対して、個別に働きかけをした場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為等があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：辞退届（任意様式）

提出場所：豊明市教育部生涯学習課

（〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1）

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については、返却しない。なお、応募書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査会参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(8) 申請書類は、豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）の対象となり、原則公開とする。ただし、公開範囲については、参加申込者の意見を踏まえ決定する。

(9) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、市より問い合わせを行う場合がある。

11 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と市が協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

12 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と市が協議して定めるものとする。

13 問い合わせ先

豊明市教育部生涯学習課 赤坂、荒川

住所：〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

電話：0562-92-8317

メール：shogaku@city.toyoake.lg.jp